

# 令和8年第1回定例会議事日程（第2号）

令和8年3月5日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について）
- 日程第3 議案第2号 吉富町奨学金返還支援基金条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 吉富町職員等の旅費に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 令和7年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第9 議案第8号 令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第9号 令和7年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第10号 令和7年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第11号 令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第12号 令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第13号 令和8年度吉富町一般会計予算について
- 日程第15 議案第14号 令和8年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第15号 令和8年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第16号 令和8年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第18 議案第17号 令和8年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第19 議案第18号 令和8年度吉富町下水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第19号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第21 議案第20号 町道路線の変更について（町道下屋敷餅田線）
- 日程第22 議案第21号 吉富漁村センターに係る指定管理者の指定について

令和8年第1回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和8年3月5日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 3月2日 10時00分  
 応 招 議 員 1番 新保 祐介 6番 横川 清一  
 2番 丸谷 宏一 7番 是石 利彦  
 3番 角畑 正数 8番 岸本加代子  
 4番 向野 倍吉 9番 矢岡 匡  
 5番 太田 文則 10番 山本 定生  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	子育て健康課長 吉富あいあいセンター所長	梅林 正典
副 町 長	和才 薫	上下水道課長	奥家 照彦
教 育 長	若山誠一郎	地域振興課長	守口 元子
未来まちづくり課長 危機管理室長	別府 真二	教 務 課 長	石丸 順子
総務財政課長	奥本 仁志	建 設 課 長	軍神 宏充
住 民 課 長	南 博己	会 計 管 理 者 検査会計室長	奥本 恭子
税 務 課 長 ふるさと納税推進室長	岩井 保子	吉富保育園長 吉富幼稚園長	高尾 広篤
福祉保険課長	友田 哲也		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中家 立雄
書 記	川端 晃輔

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、岸本議員、矢岡議員の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について）**

○議長（山本 定生君） 日程第2、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号専決処分の承認を求めることについてでございます。

衆議院が解散され、衆議院議員総選挙が執行される見込みとなり、選挙の執行に必要な補正予算を計上する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度吉富町一般会計補正予算（第8号）を、令和8年1月20日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

一般会計補正予算書（第8号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和7年度吉富町一般会計補正予算（第8号）としまして、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ721万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,665万6,000円とするものでございます。

歳入については、ほぼ全額が国からの委託金となります。歳出については、一般的な選挙執行に要する経費を計上いたしましたが、今回から投票用紙読み取り分類機を導入することとしましたので、これに要する経費を追加で計上いたしております。

なお、こちらも全額国費で対応できることを確認いたしております。

以上で説明を終わります。御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから質疑を行います。

質疑に当たっては自己の意見は述べられないことになっています。なお、質疑の回数は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ同じく総括歳出、次に歳入6ページ、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。歳出7ページ。8ページまで。歳出全般について御質疑ありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、説明の中で、読み取り機を導入したとありました。多分、開票がスムーズになったとか、職員の負担が軽くなったとか、あるだろうと思いますが、その辺はいかがでしょうか。説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 今回は、分類機の導入後初めての選挙ということでございまして、まだまだ取扱いに不慣れな部分もありました。結果として、開票時間の大幅な短縮というところまでには至りませんでしたけれども、それでも、開票事務に従事する職員につきましては、全体の3分の1に当たります12人減らすことができいております。

また、開票作業に携わる職員の負担軽減にはつながったことは間違いがないというふうに考えておきまして、その効果は非常に大きいものであるというふうにも実感をしてしております。今回の作業内容を検証いたしまして、改善を加えていくことにより、今後は人員もさらに削減をした上で、時間についても大幅に短縮ができるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） その読み取り機を使うことで、今後どのようなことが起こり得るか。よく選挙の開票の状態が、よその地域では早く発表ができて、職員も早く解散できるようなことを聞いておりますが、そのようになるのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 先ほど申し上げましたとおり、今は不慣れで、今回はさほどの

短縮には至りませんでしたけれども、今後につきましては、慣れてくれば必ず開票の時間の短縮にもつながって、職員のさらなる負担軽減にもつながるものと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） おはようございます。先ほど御説明がありました読み取り機の件なんですけれども、この機械は、例えば法的なメンテが必要なのか、例えば終わってから定期的な検査といいたいでしょうか、そういうメンテの仕様書みたいなものがあるのかどうか教えてください。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 法的に必ずメンテナンスが必要かといわれますと、法的なものはないかと思えますけれども、この分類機については非常に精密な機械でありますので、必ずそのメーカー側に事前に選挙のある直前に、毎回必ず点検をしていただく。さらには、故障等にも備えまして、オペレーターを、必ず開票の当日に1人来ていただいて対処していただくということで、今後も考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） じゃあ、歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算書、給与費明細書（第6号）9ページ、10ページ、11ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、委員会付託を省略することにしました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について）は、原案のとおり承認することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第2号 吉富町奨学金返還支援基金条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第2号吉富町奨学金返還支援基金条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） 議案第2号について御説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

吉富町奨学金返還支援基金条例の制定についてでございます。

現在、本町では、将来を担う人材の確保及び移住定住の促進を目的としまして、奨学金返還額の2分の1を助成する奨学金返還支援事業を実施しております。

本事業は、対象者1人につき最長10年間、最大65万円の助成を行う制度であるため、初年度の申請の時点で、その後最長で9年間にわたる助成の実施が見込まれるという、将来にわたる支出が発生する性質を有しております。しかしながら、その予算は、単年度ごとの予算措置に委ねる形となっており、既に見込まれている財政負担を将来に先送りする側面があることが課題となっておりました。このため、将来見込まれる財源をあらかじめ確保し、安定的に事業を継続できる体制を整えるとともに、年度ごとの財政負担の偏りを抑え、計画的で持続可能な財政運営を図るため、基金方式を採用するものです。

それでは、条を追って御説明いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

まず、第1条では、本基金の設置について、吉富町未来を担う若者の移住定住促進、奨学金返還支援助成金事業の安定的な運営に資するため、設置することを定めております。

第2条では、基金には一般会計予算に定める額を積み立てることを規定しております。この規定に沿いまして、積立てを行いたく、令和8年度一般会計予算に積立金923万4,000円の予算計上をさせていただいております。

第3条では、基金に属する現金については、最も確実かつ有利な方法で管理しなければならない旨を規定しております。

第4条では、基金の運用により生じた収益の取扱いについて規定をしており、一般会計予算に計上した上で、本基金に編入することとしております。令和8年度一般会計予算の歳入と歳出に、利息分1,000円の頭出し予算を計上させていただいております。

第5条では、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できる旨を定めております。

第6条では、基金の処分について規定をしており、第1条に定める奨学金返還支援事業の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができることを規定しております。

第7条では、この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める旨を規定しております。

最後に、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号、吉富町奨学金返還支援基金条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第4. 議案第3号 吉富町職員等の旅費に関する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第4、議案第3号吉富町職員等の旅費に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書5ページをお願いいたします。

議案第3号吉富町職員等の旅費に関する条例の制定についてでございます。

国家公務員の旅費等に関する法律が全面的に見直され、社会情勢の変化に対応し、より実態に即した旅費の支給を行うことを目的に、実費支給を原則とする形に改められたことに伴い、本町においても、国の改正の趣旨に沿って抜本的な見直しを行うため、現行の職員等の旅費に関する条例の全部を改正するものでございます。

それでは、条を追って改正内容の説明をさせていただきます。

議案書 6 ページを御覧ください。

まず、第 1 条の趣旨としまして、この条例は吉富町の職員等が公務のために旅行する場合に支給する旅費に関し、必要な事項を定めること、また、町が支給する旅費については、他の条例に特別の定めがある場合を除き、この条例の定めるところによることを規定しております。

第 2 条で定義を定めております。

第 1 号の出張については、在勤長のほか旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他の場所から出発する場合でも旅費を支給することが可能と定義をしております。

第 2 号の赴任につきましては、遠隔地への転任のほか、国にならない、新規採用職員の採用に伴う移転のための旅行も新たに対象といたしました。

第 3 号の扶養親族と第 4 号の遺族の定義は、改正前と変更はありません。

第 5 号は、旅行に関して役務を提供する契約を町と締結をした旅行業者等を旅行役務提供者として、今回新たに定義をするものです。

○議長（山本 定生君） 課長、長くなるようなら着座で結構です。

○総務財政課長（奥本 仁志君） では、着座で失礼いたします。

続いて、議案書 7 ページ、第 3 条は、旅費の支給に関する条文です。

第 1 項、第 2 項、第 4 項は、旅費を支給することができる場合を定めております。職員やその遺族、町の依頼で、証人等として旅行をする場合に旅費が支給をされます。

また、第 5 項では、これらの規定に該当しない場合でも、町費を支弁して旅行させる必要があると任命権者が認める場合には、旅費を支給することとしております。

一方で、第 3 項は、職員が懲戒免職等により退職となった場合には、旅費を支給しないことを定めております。

第 6 項は、旅行の内容を変更、取消しした場合や死亡した場合などにおいて、既に支出した金額のうち、当該職員等の損失となる金額や支出を要する金額を旅費として支給できることとするものであります。

第 7 項は、概算払いとして先に旅費の支給を受けた職員が災害等により当該旅費を喪失した場合には、その範囲内で旅費を再支給できるものを定めております。

議案書 8 ページになります。

第 8 項は、職員等への旅費の支給に代えて旅行役務提供者に対して旅費相当額を支払うことができる旨を新たに定めるものでございます。

第 4 条は、旅行命令等についてです。

第 1 項で、旅行は、旅行命令権者が発する旅行命令や旅行依頼によって行わなければならないことを定めております。

第2項は、旅行命令を発することができる場合を定め、第3項は、旅行命令の内容の変更が可能であることを定めております。

第4項は、旅行命令やその変更をする場合には、旅行命令簿または旅行依頼簿に記録する必要があることを定め、第5項は、その旅行命令簿等に記録するいとまがなかった場合には、できるだけ速やかに記録しなければならない旨を定めております。

続いて第5条は、旅行命令等に従わない旅行についてです。

第1項で、災害等やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行できない場合には、あらかじめ変更申請をしなければならないことを定めております。

議案書9ページ、第2項で、その変更申請のいとまがない場合には、旅行後に速やかに変更申請をすること、第3項では、変更申請をしなかった場合や認められなかった場合には、旅行命令に従った限度の旅費のみの支給を受けられる旨を定めております。

次に、第6条、旅費の種類についてです。

第1項では、旅費の種類を列挙しており、第2項から第10項まで個別に項目の概要について説明をしております。詳細につきましては、第9条以降にそれぞれ規定をされておりますので、そちらで御説明をいたします。

次に、第7条、旅費の計算についてです。

旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、この後に規定をする旅費の種目や内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することを定めております。ただし、天災等やむを得ない事情により、通常の経路や方法で旅行しがたい場合には、現に利用した経路や方法で計算することができることとしております。

議案書10ページをお願いいたします。

第8条は、旅費の請求手続について規定をしております。手続的なことでありますので、詳細な説明は割愛をいたしますが、実費精算となることに伴い、請求に当たっては必要な資料を添付する必要があること、資料がないため、支払ったことが明らかでない部分については支給がされないということが主な内容となります。

また、過払い金が生じた場合において、旅行者が期限までに返納をしない場合には、当該旅行者に支払う給与や旅費の額から過払金相当額を差し引かなければならないということを新たに規定をしております。

議案書11ページを御覧ください。

旅費の内容の詳細に入ります。

第9条は、鉄道賃についてです。

第1項各号で支給できる項目が規定をされております。運賃のほか、急行料金や寝台料金、座

席指定料金、特別車両料金、こちらはいわゆるグリーン車等が対象となります。運賃以外については、公務のため特に必要とするものに限りませんが、これまでの条例で設けられておりました一定以上の距離の場合に限るといった旨の規定は廃止をされております。

なお、第2項で運賃に等級がある場合には、最下級の運賃を基本としますが、上位の等級を利用しなければ公務上支障を来すと任命権者が認めた場合にはこの限りでないと定めております。こちらは、この後の船賃や航空賃についての同様の取り扱いとなります。

第10条は、船賃についてです。

鉄道賃と同様、運賃のほか寝台料金、座席指定料金、特別船室料金等が対象となりますが、運賃以外は公務のため特に必要な場合に限ります。

議案書12ページ。

さらに第3項で特別船室料金は特別な事情によりこれを利用しなければ公務上支障を来すと任命権者が認めた場合に限り支給が可能となっております。

第11条は、航空賃についてです。

運賃のほか座席指定料金等が対象となります。

第12条は、その他の交通費についてです。

これは、鉄道、船舶、航空機以外に利用する移動費に要するものとして、第1項第1号でいわゆる路線バス、第2号でタクシー、第3号でレンタカーがそれぞれ規定をされており、これらの合計額が支給をされます。ただし、路線バス以外につきましては、公務のため特に必要なものに限ることとされております。

議案書13ページ、第2項では第1項の規定にかかわらず、公用車が使用できない場合に自家用車を使用させ、その燃料費等や付随する費用を支給できる旨を定めております。

なお、支払う燃料費等を車賃と呼びますが、これは実費を原則とするものの、やむを得ない事情により実費精算をできない場合に、1キロメートル当たり37円の範囲内で規則で定める額を支給することとしております。

次に、第13条は、宿泊手当についてです。

今回の改正で日当が廃止をされることに代えて、新たに規定される項目です。改正前の日当は、昼食代相当額や、用務地内での移動雑費として支給をしておりましたが、昼食代については旅行をしなくても必要となる経費であることから廃止とされ、用務地内での移動については実費弁償に変更となりましたので、日当という項目としては廃止となりました。一方で、これまで宿泊費に含まれておりました宿泊の際の朝食や夕食のかかり増し費用等の諸雑費について、宿泊費と切り離して新たに1夜当たりの定額で支給をすることとなりました。金額につきましては、議案書18ページの別表に規定をしておりますが、1夜当たり2,400円ということになります。

次に、第14条の宿泊費です。

こちらは、改正前は一般職が1万900円の定額支給で、大阪以遠の場合に1.3倍、東京都内の場合は1.5倍の費用が支給をされておりました。今回の改正により、特別な事情がある場合を除き、地域の実情に応じて都道府県ごとに定められた宿泊費基準額、こちらも18ページの別表に記載をしておりますが、こちらを上限とし、その範囲内で実費支給をすることとなりました。

第15条は、包括宿泊費です。

こちらも新設の項目で、移動と宿泊がセットになった、いわゆるパック料金について規定をしており、移動に要する費用と宿泊費基準額の合計額を上限として実費支給するものとなります。

第16条は、転居費です。

赴任に伴う転居に要する引越費用等を支給するもので、これまで移転料として定額で支給していたものを、実費精算を原則に改めるものでございます。

議案書14ページ、第17条は着後滞在費です。これは、赴任に伴う転居に必要な滞在に要する費用として、5夜分を限度として、宿泊費と宿泊手当相当額を支給するものです。改正前は着後手当として、5夜以内で定額を支給しておりましたが、こちらも実費精算に改めます。

第18条は家族移転費です。これは、赴任に伴う扶養親族の移転に要する費用で、改正前は扶養親族移転料として一部定額を支給しておりましたが、こちらも実費精算に改めるものでございます。

第19条は退職者の旅費、議案書15ページ、第20条は遺族の旅費について新たに規定をしております。

第3条において、退職者や遺族に支払うこととされました旅費の内容を具体的に定めたものでございます。

第21条は、外国旅行の旅費について新たに規定をしております。

本条例の旅費種目の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費の例により、その都度旅行命令権者が町長と協議をして定めることとしております。

第22条は、旅費の支給額の上限についての規定です。

旅費の支給につきましては、実費精算を原則とはしますが、実際に支払った金額と通常の経路や方法により旅行した場合で計算した額等を比較し、いずれか少ない額を支給するというものを定めております。

第23条は、旅費の調整に関する規定です。

町以外から旅費を受け取った場合や、何らかの事情で条例どおり支給をした場合に不当に実費を超えた旅費を支給することとなる場合に、実費を超える分を支給しないよう調整できる旨の規

定となります。

議案書16ページ、第2項では、この条例に基づいて旅費を支給することが性質上困難な場合は、町長と協議して必要な額を支給できる旨を定めております。

次の第24条は、旅費の特例としまして、職員について、労働基準法や船員法の規定により支払いが必要となる旅費等について、この条例による旅費の支給ができない場合や、法の規定による旅費等の額に満たない場合に、必要な金額を旅費として支給できる旨の特例を定めております。

第25条は、旅費の返納に関する規定です。

この条例や規則に違反して旅行者が旅費の支給を受けた場合に、支出命令者等は返還を命じなければなりません。第2項では、この返納に代えて当該旅行者に支払う給与や旅費から、その返納相当額を差し引くことができる旨を規定しております。

最後に、第26条において、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとしております。

続いて、附則としまして、第1項でこの条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

第2項では、経過措置としまして、この条例に基づく旅費は、この条例の施行日後に旅行命令を発した旅行や旅費の支給を決定した旅行に適用し、改正前の旧旅費条例に基づいて旅行命令等を発した旅行や旅費の支給を決定した旅行については、なお、従前の命令によることとしております。ただし、施行日前に旅行命令がされた旅行については、施行日後に内容を変更する場合については、当該変更の日以後の期間は新条例を適用し、変更日の前の期間に対応する分については、なお、従前の例によることとしております。

議案書17ページ、第3項も同様に経過措置としまして、新条例の第3条第6項と第7項で支給される旅費は、新条例に基づいて支給が決定されたものが対象となり、旧条例で旅費の支給を受けた場合には、なお、従前の例によることとしております。

第4項では、新条例第25条の旅費の返納規定は、新条例や規則に基づく規定に違反した場合に適用することとしております。

第5項から第8項までの規定は、旧旅費条例の規定を引用している4つの条例につきまして、それぞれ、全部改正後の新条例を引用するように、それぞれの条例を改めるものでございます。

以上で説明を終わります。御議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 確認なんですけれども、職員組合との合意はやられているのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 組合につきましては、本条例案の議会提案の前に、今回の改正内容に説明をさせていただき、一定の理解を得ているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号吉富町職員等の旅費に関する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第5. 議案第4号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第5、議案第4号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 議案書の19ページをお願いいたします。

議案第4号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

本議案は、本町の国民健康保険財政の現状を踏まえ、持続可能で安定した財政運営に必要な財源を確保するために、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率を改正するものです。

議案書は20ページ。詳細につきましては、付属資料の新旧対照表で説明をいたします。

付属資料の1ページをお願いいたします。

第5条は、基礎課税額に係る被保険者1人当たりの均等割額を、2万円から2万7,000円に改正するものです。

第7条は、後期高齢者支援金等課税額に係る、被保険者1人当たりの均等割額を8,000円から1万円に改正するものです。

第9条は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者1人当たりの均等割額を8,000円から1万円に改正するものです。

第23条は、国民健康保険税の減額に係る改正です。第1項第1号は、法定軽減の7割軽減について規定しており、2ページ、アでは、基礎課税額の被保険者1人当たり均等割額に対して減額する額を「1万4,000円」から「1万8,900円」に、ウでは、後期高齢者支援金等課税額

に係る被保険者1人当たりの均等割額に対して減額する額を「5,600円」から「7,000円」に、オでは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者1人当たりの均等割額に対して減額する額を「5,600円」から「7,000円」に改正するものです。

○議長（山本 定生君） 課長、長くなりそうなら着座でよろしいです。

○税務課長（岩井 保子君） ありがとうございます。では、着座で失礼いたします。

では、続きまして、第2号になります。

第2号は、5割軽減について規定しており、3ページ、アでは、基礎課税額の被保険者1人当たり均等割額に対して減額する額を「1万円」から「1万3,500円」に、ウでは、後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者1人当たりの均等割額に対して減額する額を「4,000円」から「5,000円」に、オでは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者1人当たりの均等割額に対して減額する額を「4,000円」から「5,000円」に改正するものです。

第3号は、2割軽減について規定しており、4ページ、アでは、基礎課税額の被保険者1人当たり均等割額に対して減額する額を「4,000円」から「5,400円」に、ウでは、後期高齢者支援均等課税額に係る被保険者1人当たりの均等割額に対して減額する額を、「1,600円」から「2,000円」に、オでは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者1人当たりの均等割額に対して減額する額を「1,600円」から「2,000円」に改正するものです。

第2項は、中学校終了前の子どもに対する均等割額の減額について規定しており、5ページ、第1号は、基礎課税額に対する減額の額について、アでは、7割軽減に該当する世帯に属する子ども1人当たりの均等割額に対して減額する額を「3,000円」から「4,050円」に、イでは、5割軽減に該当する世帯に属する子ども1人当たり均等割額に対して減額する額を「5,000円」から「6,750円」に、ウでは、2割軽減に該当する世帯に属する子ども1人当たり均等割額に対して減額する額を「8,000円」から「1万800円」に、エでは、法定軽減が適用されない世帯に属する子ども1人当たり均等割額に対して減額する額を「1万円」から「1万3,500円」に改正するものです。

第2号は、後期高齢者支援金等課税額に対する減額の額について、アでは、7割軽減に該当する世帯に属する子ども1人当たりの均等割額に対して減額する額を「1,200円」から「1,500円」に、イでは、5割軽減に該当する世帯に属する子ども1人当たり均等割額に対して減額する額を「2,000円」から「2,500円」に、ウでは、2割軽減に該当する世帯に属する子ども1人当たり均等割額に対して減額する額を「3,200円」から「4,000円」に、エでは、法定軽減が適用されない世帯に属する子ども1人当たり均等割額に対して減額する額を「4,000円」から「5,000円」に改正するものです。

続きまして、施行期日及び経過措置について御説明いたします。

議案書20ページにお戻りください。

この条例は、令和8年4月1日から施行し、改正後の税率は、令和8年度以後の国民健康保険税から適用することとしております。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 説明が、微に入り細に入り、入れていただいたと思いますが、保険税が35%ぐらい、均等割額、35%ぐらいアップするんですよね。2万円から2万7,000円。増額するものと、後半では減額が記されています。増額と減額とあると思うんですが、全体として対象者はどんな感じになるのでしょうか。上がるのだろうか、下がるのだろうか、その辺確認できましたらお願いします。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 全体として税額は上がる予定としております。今回の税率改正による影響額としましては、調定ベースで、医療分で537万3,000円程度の増額、後期高齢者支援金で、調定ベースで232万8,000円の増額、介護納付金分で、調定ベースで42万7,000円の増額を見込んでおります。この均等割額の増額につきましては、被保険者1人当たりの方々に対しまして税率が上がるものでございますので、ほとんどの方が1年間の税額が上がるというところで見込んでおります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 全体が上がるというのは分かりましたんですが、後半の条のところでどんどん減額の方も増やしていただいていますね。だから、急激な変化に対する若干の、ショックを弱めるというような感覚でよろしいのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 軽減の分につきましては、基本となる均等割額が上がりますので、軽減する金額も高くなります。ただ、全体的には元となる金額が上がっておりますので、軽減後の金額も上がってくるというところがございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

----- . ----- . -----

日程第6. 議案第5号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第6、議案第5号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 議案書の21ページをお開きください。

議案第5号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由について御説明を申し上げます。

この改正は、国において障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正が行われ、法律第5条において、就労選択支援について定義、規定の追加があり、条例中の引用条文に項ずれが生じたので、正しい条文を引用するために、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の22ページと併せて付属資料の6ページ新旧対照表を御覧ください。下線部分が、今回の改正部分であります。

第13条第1項中「同条第17項」を「同条第18項」へ、また、その下になりますが「同条第28項」を「同条第29項」へ、それぞれ改めます。

最後に、附則でございます。議案書の22ページの附則を御覧ください。

施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。これにつきましては、利用者の方が不利益にならないよう、従前どおりの取扱いをする必要がありますので、国の法改正に準じた期日に遡って適用することとしております。

なお、今回の改正は、法改正に伴うものであり、町独自の改正点はございません。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第7. 議案第6号 吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第7、議案第6号吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 議案第6号について御説明いたします。

議案書23ページをお願いします。

議案第6号吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の24ページをお願いいたします。併せて、付属資料7ページの新旧対照表も御覧ください。

吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例。吉富町定住化促進条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。これは新旧対照表にありますとおり、現行条例では、令和7年度末の令和8年3月31日までに住宅を新築・建て替え・購入した者に適用し、令和8年度以降に奨励金を交付されることとなっております。この定住化促進事業は、5年ごとの事業効果を検証しております。本条例に基づく定住化促進事業は、一定の効果を上げておりますので、事業の継続を図るため、対象期限を5年間延長し、令和13年3月31日に改正するものでございます。

次に、附則第2項中、令和12年3月31日を、令和17年3月31日に改める。これは、条例の失効に関する規定で、対象期限を5年間延長することに併せて条例の失効期限も5年間延長

するものでございます。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第8. 議案第7号 令和7年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（山本 定生君） 日程第8、議案第7号令和7年度吉富町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号、令和7年度吉富町一般会計補正予算（第9号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

---

日程第9. 議案第8号 令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（山本 定生君） 日程第9、議案第8号令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ同じく総括歳出、次に歳入6ページ、7ページまで。歳入全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。8ページ、9ページ、10ページまで。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第10. 議案第9号 令和7年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（山本 定生君） 日程第10、議案第9号令和7年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ、同じく総括歳出、次に歳入6ページ、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。7ページ、歳出全般について御質疑ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号令和7年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第11. 議案第10号 令和7年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

て

○議長（山本 定生君） 日程第11、議案第10号令和7年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ同じく総括歳出、次に歳入6ページ、7ページまで。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。8ページ。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号令和7年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、総務文教委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第11号 令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（山本 定生君） 日程第12、議案第11号令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、2ページ補正予算実施計画書、収益的収入及び支出、3ページ予定貸借対照表、4ページ、5ページまで。6ページ補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1節の統廃合に伴う除却の説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） ちょっとすみません、岸本議員、聞き取りにくかった、もう一度質問してもらっていいですか。マイク、ちょっと向けてもらったら。

○議員（8番 岸本加代子君） 統廃合に伴う除却というのがあるんですけど、その説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それではお答えをいたします。

この資産減耗費固定資産の除却ということで、今回332万1,000円の補正を計上しております。これは先般から行ってまいりました水道施設の統廃合事業によりまして、幸子浄水場から直接その水道水を第3配水池、よく見る天仲寺山の上にある2つの配水塔、そちらのほうに送水ができるようになりました。ということから、今まで使っていた第2配水池、これは小笠原の墓地の前にある配水池、それから第2配水場、これはさやの小児科の前にあった山の上の配水池に汲み上げるためのポンプ施設、それからひだまりの前、ちょうど東病院の前、ここに第3配水場とありました。これもそこに一旦水を受けて山の上に取り上げていたポンプ施設がありましたけど、そういったものがもう使用しなくていいようになりました。ということで、これが統廃合による除却ということになります。この金額は建設当時の約5%、いわゆる減価償却ということで、年々減価償却していて、いずれの施設も全て減価償却が終わって耐用年数も過ぎているんですが、この減価償却という世界では5%分というのは必ず最後まで残るんです。いよいよこれを最終的に使わない廃止ということで、建設当時の5%に相当する額を今回、施設の廃止に伴いまして除却をすると、そういったことになります。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかよろしいですか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 4款総務費の16節の委託料で水道料金システム改修業務委託料が減額されていますが、その説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 水道料金のシステム改修業務の委託料、これは当初予算に計上いたしました246万1,000、全額の今回減額というようになります。この内容は当初予算のときにも御説明をしたかと思いますが、令和8年の9月からQRコードを利用した電子納付、これを可能にするためのということでシステムを改修しまして、それに対応するというようなことを思っておりましたが、この水道で使っております電算システムの更新を令和8年度に控えておりました。令和8年度に行うそのシステムの改修のメニューの中に、あらかじめこのQRコードに対応したということが含まれておりましたので、わざわざ令和7年度の予算の費用を使って改修をしなくとも、この令和8年度の5年に1回のシステム改修の中のメニューにあらかじめこれが含まれていたということが予算を計上した後に判明したわけですから、令和7年度のこの費用は使わずに、次の5年に一度に行うシステム改修の中で対応を可能にしたいというふうに考えて今回減額ということをしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時03分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

-----  
日程第13. 議案第12号 令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

て

○議長（山本 定生君） 日程第13、議案第12号令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、2ページ補正予算実施計画書、収益的収入及び支出、3ページ予定貸借対照表、4ページ、5ページまで。6ページ補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 1節の企業債利息で、今回104万2,000円上がっております。これは、近年の金利上昇によるものだと思いますが、どれぐらいの利率といたしますか、上がったのか教えてください。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。マスク取ってもらえたら。

○上下水道課長（奥家 照彦君） この企業債利息につきましては、この令和7年度の当初予算を計上した時点では1.4%で計上をしておりましたが、この年度内に2.6%まで上昇をしております。その差額ということで、今回104万2,000の増額補正をさせていただいております。参考までに、現在は3.3%まで上がっております。総務財政のほうとも協議をしておりますが、今後のこの借入れにつきましては、少しでも有利な形になるように、これまでとは違う借り方を検討しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第14、議案第13号 令和8年度吉富町一般会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第14、議案第13号令和8年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第13号令和8年度吉富町一般会計予算については、本日は予算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号令和8年度吉富町一般会計予算については、本日は予算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

執行部からページを追って順次説明を求めます。

それでは、予算書1ページ、9ページ第2表地方債、次に歳入に入ります。13ページ。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 1款町税に占める割合の高い町民税と固定資産税について説明をいたします。

1項町民税です。町税全体の42.4%の割合を占めており、前年度比1,370万円増額の3億2,130万1,000円を計上しております。

1目個人町民税は、2億8,190万円の計上です。1節現年課税分では、納税義務者数を過去5年間の平均と、令和7年12月末時点での実績から、均等割を3,300人、所得割を3,000人と想定し、均等割、所得割合わせて1,130万円の増額を見込んでおります。

2目法人町民税は、240万円の増額で3,940万1,000円の計上です。均等割では、1号から9号法人を145社と想定しており、240万円の増額。法人税割につきましては、令和5年度から6年度にかけて、一部製造事業所における法人税割の増減に大きく影響を受けましたが、令和7年度は従来並みに落ち着いていることから、前年度と同額を見込んでおります。

2項固定資産税です。町税全体の49.5%の割合を占めており、前年度と同額の3億7,537万2,000円の予算計上です。1目固定資産税は3億7,400万円の計上で、そのうち、現年課税分は3億7,300万円を計上しております。

課税の基礎となる課税標準額は、土地については時点修正において全体的に緩やかな下降傾向にあります。町有地の売却や農地から宅地へと地目を変更するなど、課税標準額が増加しております。建物は木造、非木造ともに新築家屋が増えたことに伴い増額となっております。償却資産につきましては、減価償却に伴い減少しております。

続きまして、3項軽自動車税の1目環境性能割は、令和元年10月に自動車取得税の廃止に伴い導入されたものでございますが、昨年12月に令和7年度限りでの廃止が決定されたことにより、70万円を減額しております。令和8年2月、3月購入分を翌年度分として受入れをします。2か月分の予算を計上しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 13ページ、ほかよろしいですか。14ページ、15ページ、16ページ、17ページ。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 16ページ、8款1項1目環境性能割交付金です。13ページの軽

自動車税の環境性能割合と同様の理由で、減額計上しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 16ページ、17ページ、よろしいですか。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 17ページ、10款1項1目地方交付税の1節普通交付税14億円、2節特別交付税8,000万円でございます。これまでの交付実績及び令和8年度国の地方財政計画における伸び率等を考慮し、対前年で、普通交付税は1億5,000万円の増、特別交付税は前年と同額で予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 16ページ、17ページ、よろしいですか。18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 23ページ、14款2項5目3節地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金1,000万円で、今年度新設の項目でございます。こちらは、国が進めております、自治体のシステム標準化について、本町は、広域連合分など一部を除き、令和7年度中に移行が完了いたしますが、移行後のシステム運用経費が全国的に大幅に増加をすることが見込まれており、本町も例外ではございません。その増加経費分のおおむね半額について、国が補助金として支給をするものでございます。なお、令和8年度の残りのおおむね半額分については、令和7年度に追加交付をされました普通交付税で賄うこととされております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 22ページ、23ページ、よろしいですか。24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページ。ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（岩井 保子君） 30ページ、17款1項2目ふるさと吉富まちづくり応援寄附金です。前年度比3,000万円の増額で1億円の予算計上でございます。前年度の実績を踏まえ、令和8年度のふるさと納税による寄附金目標額を計上いたしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 31ページ、18款1項1目1節財政調整基金繰入金3億8,170万円でございます。予算上の財源不足を補うものとして毎年計上をしているもので、対前年度比では2,780万円の減額となっております。物価高騰や人件費等の各種経費の増加のほか、新規事業にも積極的に取り組む予算として、過去最高の予算総額となっておりますが、他の歳入の見込みなどを精査した結果、前年に比べ減額となっております。

今後も、将来的な財政状況も見据えた上で、支障がないと判断した範囲での予算措置に努めて

まいります。

続きまして、3節の特定目的基金繰入金のふるさと吉富まちづくり応援基金繰入金で2,907万2,000円でございます。こちらは、前年度までにいただきましたふるさと納税について、一旦基金に積み立てて、翌年度以降の事業に活用をさせていただいているのでございます。令和8年度は、教育・文化・スポーツの振興としまして、講演会事業と小学生のデジタル学習教材活用の2つの事業に、産業の振興としまして、事業者チャレンジ応援事業の1事業に、都市基盤生活環境の整備としまして、デマンドタクシー事業、エコマチプロジェクト奨励金、排水ポンプの更新事業、この3つの事業に、少子高齢化対策、福祉、保健、医療の充実としまして、新生児出産祝い品支給事業、敬老会事業、緊急通報システム整備事業、子ども医療費助成の高校生拡充分、健幸ポイント事業、介護予防ポイント事業の6つの事業に。合計で12の事業にそれぞれ活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 30、31ページ、よろしいですか。32ページ、33ページ、34ページまで。いいですか。続いて歳出に入ります。35ページ、36ページ、37ページ、38ページ、39ページ、40ページ、41ページ、42ページ、43ページ、44ページ、45ページ、46ページ、47ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 46ページ、2款1項7目電子計算費で、前年度比1,617万8,000円の増となっております。こちらは13節の行政事務電算システムサービス利用料と電算機等リース料の合計額が前年度比で2,046万7,000円増加したことが主な理由となっております。

先ほど歳入で申し上げましたとおり、標準化後のシステムの運用経費が大幅に増加をする見通しで、ほとんどの自治体が同様の状況となっております。国におきましても状況は認識されておりまして、補助金のほか、交付税措置などの財政措置をしながら、コスト削減に向けて自治体と協力して対応を進めていくこととされておりますので、町といたしましても、コスト削減に向け、今後の国の動向を注視しながら、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 46ページ、47ページ、よろしいですか。48ページ、49ページ、50ページ、51ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 50ページ、2款1項13目情報化推進費で、前年度比4,459万5,000円の減となっております。こちらは、昨年度、12節に計上をしておりました基幹業務システム標準化支援委託料4,618万4,000円が、標準化がほぼ完了したことで、全額減となったことが主な理由となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 50ページ、51ページ、よろしいですか。52ページ、53ページ、54ページ、55ページ、56ページ、57ページ、58ページ、59ページ、60ページ、61ページ。住民課長。

○住民課長（南 博己君） 60ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費です。全国的にも、独り暮らしの方が多くなってきております。それに関連いたしまして、身寄りのない方の死亡届等について、墓地、埋葬等に関する法律及び行旅病人及び行旅死亡人取扱い法に伴い、その方が亡くなった場合は、亡くなった所在地の市町村長が埋葬や火葬を行うこととなっております。本町でも、昨年6月に同様の案件があり、今後増えていくことが予想されますので、その経費につきまして、11節役務費、12節委託料、19節扶助費において予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 60ページ、61ページ、よろしいですか。62ページ、63ページ、64ページ、65ページ、66ページ、67ページ、68ページ、69ページ、70ページ、71ページ、72ページ、73ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 73ページお願いします。

3款2項2目児童措置費の19節扶助費です。説明欄一番下の、副食費扶助費711万5,000円についてです。副食費については、3歳児以上の保育園児の主食以外のおかずやおやつ代になりますが、費用は原則保護者の負担となり、本年度までは町独自の政策として、第3子以降の副食費について無償化しております。今回、こどもまんなか施策の一つとしまして、保育園に通う保護者の経済的負担の軽減を目的に、これまでの第3子以降に限らず、第1子、第2子も含めた全ての3歳児以上の副食費を完全無償化することでの予算としております。

なお、国基準の副食費月額、1人当たり4,900円であり、これまでの第3子以降のみの予算が年間115万円程度でしたので、実質600万円程度の増額となります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 72ページ、73ページ、よろしいですか。74ページ、75ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 74ページ、お願いします。

3款2項3目子ども医療対策費の19節扶助費です。子ども医療扶助費3,678万2,000円で、前年度と比較しまして、740万8,000円を増額した予算としております。子ども医療については、令和5年10月に対象者を高校生年代まで拡充し、さらに本年度、令和7年10月からは医療費用を無償化し、現在運用しております。このため、令和8年度予算については、通

年を通して高校生年代までの全ての子どもの医療費に対象に、完全無償化を反映させた予算としております。

また、併せて病院に受診しやすい環境が整備されたことや、例年、猛威を振っていますインフルエンザの流行などもある程度、当初の段階から想定することとしまして、前年度より740万円程度を増額した予算としております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 74ページ、75ページ、よろしいですか。76ページ、77ページ、78ページ、79ページ、80ページ、81ページ、82ページ、83ページ、84ページ、85ページ、86ページ、87ページ、88ページ、89ページ、90ページ、91ページ、92ページ、93ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 93ページ、7款1項1目商工総務費、12節委託料、説明2つ目の吉富町魅力発信町内案内マップ作成業務委託料134万5,000について御説明いたします。

現在、町内外からの吉富町の散策マップについての問合せが多くあり、在庫のマップでは情報が古いため、今回新たに町内案内マップを作成するための予算計上であります。マップには各スポットの写真だけでなく、PR動画が見れるQRコードを掲載し、町内を周遊してもらえきつかけにつなげたいと考えております。

なお、財源につきましては福岡県宿泊税交付金を充当いたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） 92ページ、93ページ、よろしいですか。94ページ、95ページ、96ページ、97ページ、98ページ、99ページ、100ページ、101ページ、102ページ、103ページ、104ページ、105ページ、106ページ、107ページ。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 107ページお願いします。

9款1項4目災害対策費、18節負担金補助及び交付金、説明2番目の地区防災計画作成支援補助費40万円についてです。一般会計予算の概要32ページにも掲載しているものです。現在、災害対策基本法に基づき、市町村の防災会議が地域の実情に合わせて作成する防災に関する最上位の計画となる地域防災計画を、平成25年策定以来の改定を行っております。関係機関や住民の防災体制や役割、災害に強い組織、人をつくる地域防災力の向上に資することも、制定の目的としているところです。中でも、地区住民が主体となり作成する、より地域に密着した地区防災計画の作成に対する補助金として、新年度から予算計上をしております。災害対策基本法第2条の2第2項に掲げられております、隣保協同の精神に基づく自発的な住民の防災組織となる自主

防災組織や、住民一人一人が自ら行う防災活動について、有事の際の一時避難場所の設定や、自宅からの避難ルートなど、避難経路や安否確認の方法など、自治会に合った避難計画や避難訓練を実施する自主防災組織に対して、1組織当たり最大10万円を補助金として交付するもので、財源を福岡県による2分の1補助と、町の2分の1補助、なお、町負担の半額を災害対策基金の運用利息を充当し、4組織分を一旦今年度計上しているところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 106ページ、107ページ、よろしいですね。108ページ、109ページ、110ページ、111ページ、112ページ、113ページ、114ページ、115ページ、116ページ、117ページ、118ページ、119ページ、120ページ、121ページ、122ページ、123ページ、124ページ、125ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 125ページ、11款1項2目利子で、前年度比750万9,000円の増となっております。こちらは主に町債の利子償還金の増によるもので、特にここ1年ほどの長期金利の急激な上昇のため、今月以降に行います令和7年度の借入利率が大幅に上昇することが見込まれており、この令和7年度借入分についての令和8年度における利子償還金が増加をするということが主な要因となっております。

先ほど上下水道課長からもありましたが、今後につきましては、これまでの固定金利方式の中心の借入れから、利率見直し方式の活用など、借入方法を工夫することなどによりまして、金利上昇の財政への影響をできるだけ緩和できるように努めてまいります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 124ページ、125ページ、よろしいですか。126ページまで。次に127ページ、128ページ債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書。次に129ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。次に130ページ給与費明細書。131ページ、132ページ、133ページ、134ページ、135ページ、136ページ、137ページ、138ページ、139ページまで。

以上、説明漏れはありませんか。

以上で議案第13号に関する執行部からの説明を終わります。

---

#### 日程第15. 議案第14号 令和8年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第15、議案第14号令和8年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。予算書1ページ、歳入2ページ、3ページ、歳出

4 ページ、5 ページ、6 ページ事項別明細書、総括歳入、7 ページ同じく、総括歳出、次に歳入に入ります。8 ページ、9 ページ。丸谷議員。

○議員（2 番 丸谷 宏一君） 3 款 1 項 2 目の 1 節子ども・子育て支援事業補助金なんですけど、これは今までなかったと思うんですけど、これは何に使うものか教えてください。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） こちらの補助金につきましては、子ども・子育て支援金に関する電算システムの改修に伴い、国から交付される補助金で、充当率は 100%となっております。改修の内容ですが、今年度は同様の補助金で、本課に関する電算改修を実施したところをございまして、来年度は国民健康保険税の賦課に関するところの電算改修を予定しております。以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほか、8 ページ、9 ページ、ありませんか。向野議員。

○議員（4 番 向野 倍吉君） 8 ページなんですけども、今回の健康保険税収入のところで、当然その前にありました国民健康保険税条例で改正が伴われますので、それも見込んだ税額になっているのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 令和 8 年度の当初予算につきましては、改正後の税率で算定をしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。8 ページ、9 ページ、ほかよろしいですか。10 ページ、11 ページ、12 ページまで。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。13 ページ、14 ページ、15 ページ、16 ページ、17 ページ、18 ページ、19 ページ、20 ページ、21 ページまで。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、給与費明細書 22 ページ、23 ページ、24 ページ、25 ページ、26 ページ、27 ページ、28 ページ、29 ページ、30 ページまで。次に 31 ページ保険給付費に係る内訳明細書。

以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号令和8年度吉富町国民健康保険特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

**日程第16. 議案第15号 令和8年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について**

○議長（山本 定生君） 日程第16、議案第15号令和8年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ同じく、総括歳出、次に歳入に入ります。6ページ、7ページ、8ページまで。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。9ページ、10ページ、11ページまで。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 6ページの特別徴収保険料の件で、現年度の人数を教えてください。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） こちらのほう、1,014人となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号令和8年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

## 日程第17. 議案第16号 令和8年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第17、議案第16号令和8年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ同じく、総括歳出、次に歳入に入ります。6ページ、7ページ、8ページまで。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。9ページ、歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって議案第16号令和8年度吉富町奨学金特別会計予算については、総務文教委員会に付託いたします。

---

## 日程第18. 議案第17号 令和8年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第18、議案第17号令和8年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。予算書1ページ、2ページ、3ページ、4ページまで。次に5ページ重要な会計方針に係る事項に関する注記、6ページ当初予算実施計画書、収益的収入支出、収入、7ページ支出。次に8ページ、資本的収入及び支出、収入、9ページ支出。次に予定キャッシュフロー計算書10ページ、11ページ、給与費明細書12ページ、13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページまで。19ページ債務負担行為に関する調書、20ページ当年度予定貸借対照表、21ページ、22ページまで。23ページ前年度予定貸借対照表、24ページ、25ページまで。26ページ前年度予定損益計算書、27ページまで。次に、当初予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、収入28ページ、29ページ、支出30ページ、31ページ。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 1款19節の修繕費でございますが、鉛管取替え、以前私も質問

させてもらったんですけど、ここは大体何件を予定しているか、分かりましたら教えてください。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） これは修繕費ということで、配水及び給水費の修繕費の3項目めに鉛管の取替工事費ということで、今回550万円の計上をさせていただいております。この鉛管につきましては、さきの9月補正で鉛管調査の業務委託料ということで15万円を計上し、10月と11月の検針のときに併せて調査を、実施をいたしました。それから、水道のメーターも8年に1度交換をするというようなことを以前申し上げたことがございますが、そのときの工事写真等も参考にしながら、鉛管の存在について調査を行ったわけなんですけど、全体で約300件を超すぐらいの鉛管が残っておるといようなことを現在、把握をしております。その件数につきまして、今回の鉛管の取替えというのは水道のメーターの周り、周囲の作業になりますので、現状現場の進め方にしましては、作業員による手掘り、大型機械で掘削をするといようなことが不可能でございますので、そういった工事の内容等を鑑みまして、年間に100件程度施工できないかなということで、今回の550万円は5万円掛けるの100件、それに税込みということで、計上させていただいております。令和8年度で100件程度施工したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 31ページです。16節委託料なんですけど、人工衛星による漏洩調査、あと衛星画像活用による検針というふうになってはいますが、この映像、どんな感じでどのように確認をするのか。あと映像はどこまで見えるのかというのを教えてください。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 人工衛星による漏水の調査委託料100万円と衛星画像活用による漏水リスクの診断160万円ということで今回計上をさせていただいております。この漏水調査は、全国で行われておりますが、人工衛星から地表に向けて複数のマイクロ波を発信して、その跳ね返りによって地下の中に水が滞水しているといようなことを分析をいたします。確認をします。

私もマイクロ波等につきましては詳しくは説明ができませんが、いろんな資料とか研修会で聞いた話によりますと、その水道水に特別に反応するマイクロ波というのがあります。普通の一般の地下水、自然由来にあります地下水とは別の形で判定ができるといようなことを聞いております。人工衛星から行う漏水調査ですので、こういった吉富町とかいような小さな単位ではなくて、これ、一応、現在進めているのは福岡県が先導して福岡県下の市町村で行わないかといようなお話をいただいているので今回吉富町でもそれに参画したいといことでの予算計上です。

そういった人工衛星による漏水調査が一つ。最終的に画像というのは、私たちがちょっと見ても簡単に分かるような画像ではなくて、半径100メートルの範囲ぐらいで、この辺りに水道に由来する水が地下にありますよというような結果が出てくるそうです。そして、そこがある程度の範囲が絞られますので、そこから先は従来の人間が漏水の音を探す、そういったことでピンポイント、その漏水の箇所を突き止めて修繕をすると、そんな順序になっていくと思います。

それから、もう一つの衛星画像の活用による漏水リスク診断、これは直接的な漏水調査ではございませんで、その人工衛星によるデータのほか既存の水道管の管路網のデータであるとか、布設年度であるとか材質であるとか、その地盤の地質、これまでの漏水修繕の履歴等々、様々な統計的なデータをもとにAIが今後漏水するリスクが高い場所を判定する、そういった老朽度を含めた漏水リスクの診断を行うということで、今回同じ委託料の中に計上しておりますが、衛星による漏水調査とそのリスク診断というものは別々の業務というようなことでお考えください。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 先ほどの31ページよろしいでしょうか。19節の鉛管取替工事の件なんですけど、先ほどの話では、100件あるという話をされていましたが、それって、下水道工事と同時進行で調査をしたのか、その100件の根拠は何なんですか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今回100件をこの令和8年度の中で修繕を行いたいということで550万円の計上をしておりますが、町全体を調べたときに300件を超すぐらいの鉛管の存在ということが現在把握をしております。方法につきましては、先般補正予算をお願いをしました15万円を利用いたしまして、水道のメーターの検針を行うときに必ずメーターの箱をはぐってメーターを確認します。そこを検針の入力する機械、ハンドターミナルという機械なんですけど、それに現在のスマホみたいに現場を撮影できる機能がございまして、その検針をすると同時にその箱の中を一枚一枚全部写真を撮っていただきました。その写真等からその姿を見て私たちがこれは鉛管だとかこれは塩化ビニールの管だとか、そういったことで拾い上げた件数が300件程度、併せてその検針だけではなくて先ほどもちょっと申し上げましたが、水道のメーターは8年に1回交換をするということでそういった工事を発注するんですが、その際にも古いメーターから新しいメーターに取り替えたということで写真撮影をしてその工事業者さんから提出があります。そういった写真をも参考にしながらいろいろ調べましたところ300件を少し越す程度の鉛管の存在を確認しておりますので、これを今後解消に向けて修繕をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 受益者負担はゼロで考えてよろしいですか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） そのように考えていただいて結構かと思えます。

○議長（山本 定生君） 30ページ、31ページ、よろしいですか。32ページ、33ページ。  
矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 32ページの16節委託料につきまして、7年度補正予算で減額いたしましたQRコードの関連は、水道事業会計予算として上げなくてもできるということによってよろしいのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今回この令和8年度の中の委託料については、昨年度ここに水道システムの改良ということで考えておりましたので、この委託料に計上しておりましたが、今回はそのほかの分、ほかのシステムの改修と併せてできるということですので、今回は、予算の計上をしておりません。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。32ページ、33ページ、ほか、よろしいですか。資本的収入支出、収入34ページ。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 1款資本的収入の補助金、1目の補助金なんですけども、去年までは国庫補助金というのは特段ありませんでした。これは単年度限りの措置なのか、それとも現在水道管の老朽化とか、そういう問題で、今後も継続されるのか、見通しはどのように考えていますか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） この国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金ということで、防災安全交付金と言われている国による補助金でございます。水道管路緊急改善事業ということがこの補助金の中のメニューにありまして、基幹配水管の布設替え、いわゆる重要管路の布設替えということで今回計画をしております水道管の布設替えにつきましては、この後に御審議をお願いするようになりますが、下水道の工事に伴いまして配水管の布設替えを工事をするということで、計画をしておりますが、現在計画をしておる中で、楡生地区につきましては、150ミリの配水管を入れ替えるということで計画をしております。この分が今回この国庫補助金の社会資本整備総合交付金に該当するというところからの計上になっております。そしてこの要件がありまして、耐用年数が過ぎていて、既設管が耐震性の継手を現在使用していないものを耐震性のある配水管に布設替えをするということが条件になっておりまして、今回これに該当する

ということで国庫補助金の計上をしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 34ページよろしいですか。支出35ページ。

以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって議案第17号令和8年度吉富町水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第19. 議案第18号 令和8年度吉富町下水道事業会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第19、議案第18号令和8年度吉富町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。予算書1ページ、2ページ、3ページ、4ページまで。次に5ページ重要な会計方針に係る事項に関する注記、6ページ当初予算実施計画書収益的収入及び支出、収入、7ページ支出、次に8ページ資本的収入及び支出、9ページ支出、次に予定キャッシュフロー計算書10ページ、11ページ、給与費明細書12ページ、13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページまで。19ページ債務負担行為に関する調書、20ページ当年度予定貸借対照表、21ページ、22ページまで。23ページ前年度予定貸借対照表、24ページ、25ページまで。26ページ前年度予定損益計算書、27ページまで。次に当初予算実施計画明細書、収益的収入及び支出28ページ、29ページ、支出30ページ、31ページ、32ページ、33ページ、資本的収入及び支出、収入34ページ、支出35ページ。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 令和8年度下水道工事の延長によります対象の件数は分かりますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 令和8年度で施工を予定をしております下水道の工事につきましては、付属資料の資料4にも掲載をしておりますが、全部で6か所計画をしております。このうち、公共ますの現在設置の予定戸数につきましては、126戸を予定しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。34ページ、35ページまで。

以上、予算書全般について御質疑はありませんか。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 下水道及び水道のほうも含めてなんですけれども、今、全体的に全国の自治体でいえば老朽化だとか、人口減とかで水道料金や下水道料金も値上がりをしているとか、あつたりするんですが、そういったことを含めて今回予算では入っていないような気がするんですけど、その辺についてどういうことで採算が成り立っているのかなとか、今後やっていけるかどうか、その辺ちょっとお伺いできればと思います。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今、下水道の審議の中ではございましたが、水道料金も含めてというようなこともありましたので、水道料金、下水道料金ということで、現在は上下水道料金ということでいただいておりますので、その辺の考え方について御説明をしたいと思います。現在は、下水道も順調に進捗いたしまして、下水道におつなぎをいただいている方々におきましては、下水道料金も含め上下水道料金というような形でいただいておりますが、以前は水道だけの時代がありまして、水道料金でありました。

私の記憶によりますと、現在の水道料金になったのは平成20年度だったと思います。それから20年からですから17年か18年間ですか、現在まで、料金の値上げをせずに、そういった形で料金体系でいただいております。ここ数年、物やサービスの値上げがありまして、物価高、原材料高というようなことから、様々な物やサービスの値上げということになっております。私たちの業務で利用する公共工事の設計労務単価ということを見ても、平成24年度の労務費の単価が一番底でありまして、それから現在まで上昇し続けております。人件費です。現在、その一番低かったときに比べると、現在の建設工事に関わる方々の人件費につきましては、おおよそ2倍。私も資料でいろいろ見ましたけれども、正確には194%プラスというようなことで、おおよそ平成24年から比べますと、おおよそ倍の人件費になっている、そういったこと等から考えますと、当然水道料金も下水道料金も値上げをしなくてはというような状況にはなっております。

ただ、人件費や物価高があつての料金の値上げというようなことではなく、もう一つここで御理解をしていただきたいのが、ここ数年、下水道の大規模な陥没の事故であるとか、老朽管が破裂して大変な水道の事故が起きたりして、一時そういった事故が起きると、水を使っている人、下水道を使っている人に非常に大きな影響が出ます。こういったことにつきましては、もう全国で起こっておりますので、皆さんもニュースで御覧になっておられると思いますので、御理解いただけるかと思います。

今回、値上げはしなくていいのかという御質問をいただきましたので、値上げはしなくていい

ということではありません。値上げすることは必要だとは考えておりますが、今言うように老朽管あたりの破裂が示すように、今後の持続可能な水道施設であり続けるためには、一定の改良なり、そういった修繕が必要です。それで、1つ私もここに書いてきたんですが、水道法、私たちは水道法の法律に基づいて事務を行うんですが、その水道法の第1条に、その目的として、水道の基盤を強化することによって、正常にして豊富低廉な水の供給を図りなさいということがうたわれております。

また、第2条には、水道は国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、その使用に関しては必要な施策を講じなければならないというふうにも書かれております。必要な施策を講じなければならないということは、水を安心して使っていただくために必要な改良を加えなければならないということだと思っております。

今後も皆さんに安心して水道、下水道を使用していただくためには、一定の改良が必要です。そういった、これらの費用に充てるべく収入の確保も必要になってきます。そういったことから、まだ具体的なことについては検討を始めておりませんが、今後検討するとならば、水道事業、下水道事業管理者であります町長に協議をし、財政部局とも十分協議を行った上で、なお、この議会の皆様にも、ユーザーである住民の皆様にも丁寧にその現状を説明し、理解をいただくことがまずは大事かと思っております。

でも、その時期について私が思うのは、現在は物価高に苦しむ皆様に町も様々な、いろんな今、施策をしております。今回の、吉富くらしあったか商品券の配布を見ても分かるように、今は全力で住民の皆さんの生活を支える、そういった時かというふうに思います。上下水道料金の改定につきましては、今後、先ほども申し上げましたが、町長初め財政部局などもしっかり協議を行った上で、この後、どのタイミングでそういったことを検討し、お願いをする形になるのか、しっかりと検討を重ねていくべき問題であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほか、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） お諮りいたします。ただいま、議題となっております、議案第18号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号令和8年度吉富町下水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

**日程第20. 議案第19号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数**

### の減少及び規約の変更について

○議長（山本 定生君） 日程第20、議案第19号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書37ページをお願いいたします。

議案第19号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日を限りに福岡県市町村職員退職手当組合から、久留米市外三市町高等学校組合を脱退させ、令和8年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。

理由としまして、令和8年3月31日を限りに久留米市外三市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から、久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書38ページをお願いいたします。併せて、付属資料の12ページを御覧ください。

まず、福岡県市町村職員退職手当組合規約の別表第1、糟屋郡の項について、全部を改正しておりますが、こちらは、糟屋郡の「糟」という字について、一部の団体名を含め、粕屋町の簡単なほうの「粕」という字を使用していたことから、今回の規約改正に併せ、これを正式な字に改めるものでございます。

続いて、組合の解散に伴い、三井郡の項から、「久留米市外三市町高等学校組合」を削ります。さらに、組合の名称変更に伴い、その他の項にあります「久留米広域市町村圏事務組合」を、「久留米広域消防組合」に改めます。

次に、資料は13ページになります。別表第2の第4区の項から、「久留米市外三市町高等学校組合」を削るとともに、「久留米広域市町村圏事務組合」を、「久留米広域消防組合」に改めます。

以上、誤字の修正と組合を組織する地方公共団体の数を1団体減少し、1団体名称変更をするための規約の改正を行うものでございます。

附則としまして、この規約は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって議案第20号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び契約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第21. 議案第20号 町道路線の変更について（町道下屋敷餅田線）

○議長（山本 定生君） 日程第21、議案第20号町道路線の変更について（町道下屋敷餅田線）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 議案第20号町道路線の変更について御説明させていただきます。

議案書39ページを御参照いただき、併せて付属資料14ページ、資料ナンバー7をお願いいたします。

今回の変更は、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するものです。そのため、同条第3項で準用される、同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更の詳細につきましては、資料ナンバー7の町道路線箇所図に薄い赤色で示しております路線番号149号、町道下屋敷餅田線が対象です。この路線は、庁舎駐車場整備工事に伴い、県道への接続を確保するため、路線を南側に付け替え、起点の変更を行うものです。

なお、庁舎駐車場整備工事につきましては、令和8年度一般会計予算の概要13ページに記載されているとおり、床舎前に駐車場を整備するとともに、玄関前をロータリー化するものです。

この整備により、来庁者駐車場の不足を解消し、雨天時でも庁舎への移動を向上させるとともに、県道への安全かつ円滑なアクセスの実現を目指します。この工事は、庁舎利用者の利便性向上と交通安全の確保を目的としております。

また、具体的な起点の変更場所につきましては、議案書に記載された表の上段に、現状の起点、吉富町大字広津226番1地先から、下段の吉富町大字広津425番2地先への変更となります。変更後の路線につきましては、図面上では濃い赤色で記載されております。

なお、本路線の工事に関しましては、社会資本整備総合交付金の狭隘道路整備事業を活用する計画としております。

以上で御説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本案に対しての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39号第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号、町道路線の変更について（町道下屋敷餅田線）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第22、議案第21号 吉富漁村センターに係る指定管理者の指定について

○議長（山本 定生君） 日程第22、議案第21号吉富漁村センターに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 議案第21号について御説明いたします。

議案書40ページをお願いします。

議案第21号吉富漁村センターに係る指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、吉富漁村センターに係る指定管理者を次のとおり指定したので、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、指定管理者の名称、喜連島上、喜連島下、高浜自治会、代表、喜連島上自治会。
- 2、管理を行わせる施設の名称及び所在地、吉富漁村センター、吉富町大字小犬丸351番地3。
- 3、管理を行わせる期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日。
- 4、管理業務の範囲、利用の許可、利用料金の収受、施設及び設備の維持管理、上記業務に付随する業務。
- 5、利用料金に関する事項、吉富漁村センターの設置及び管理に関する条例第20条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

この件につきましては、吉富漁村センターの設置及び管理に関する条例に基づき、漁村センターの指定管理者について、令和8年1月28日から2月10日までの14日間、町の掲示板及び町のホームページにおいて公募した結果、喜連島上、喜連島下、高浜自治会、代表喜連島上自治会の1団体からの応募がございました。吉富漁村センターの設置目的は、漁業振興と地域の活性化を図るため、漁業者の研修施設の核として漁業集落地区住民の交流の拠点とするものです。この設置目的を最も効果的に達成するには、今回応募のありました漁業集落地区である喜連島上、喜連島下、高浜自治会が連携し、指定管理を行うことが適当であると考えております。この団体を指定管理者として指定するためには、地方自治法の規定により、施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間について、議会の議決を必要とするものでございます。御審議のほど、御議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39号第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号吉富漁村センターに係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後0時31分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 3月 5日

議 長

署名議員

署名議員